

『咸淳臨安志』の位置

——南宋末期杭州の地方志編纂——

小二田 章

はじめに

筆者はこれまで、歴代地方政府の治績が地域社会とどのように関わりの中で記述され、地域意識や地域秩序にどのように影響を与えたかについて主に宋代を対象に検討を行つてきました。また、治績記述の成立過程と流傳を明らかにすることで、中央政府と地域社会が相互に影響を与えること、秩序を形成してきた姿を描き出すことを試みた(1)。

その中で感じたのは、分析に用いた治績を掲載している地方志という史料の、史料的性質や成立過程をさらに詳細に明らかにすることの必要性である(2)。地方志は、中国の宋代以降の伝統王朝期に数多く編まれた一地域に関する地理・歴史・政治・文化芸能などを包括した書物である。文献上で確認できる書名を全て数えてみれば宋代には約1000種の地方志が存在したことになるが、現存するのは後世復元されたものも含め、約300種に過ぎない。その中でも南宋末期の咸淳年間(一二六五～七四)に杭州で編まれた『咸淳臨安志』は全100卷という大部の地方志であり、その詳細な記

載や体例などは後世の地方志に大きな影響を与えた。筆者これまで、冒頭で挙げた課題に関し、主に治績についての記述の豊富な杭州の事例を扱つてきたが、この『咸淳臨安志』の存在が、杭州の治績記載の充実を大きく支えていた。

『咸淳臨安志』に関しては、版本流傳や体例についての研究はあるものの、その重要性に比して、制作過程や背景についての歴史的研究はほとんどない(3)。その理由は、編者である潜説友が当時の専権宰相であった賈似道の与党として死後批判を浴びたこと、潜説友が残した記載が非常に少ないこと、そもそも南宋最末期の史料が限定的にしか残っていないことなどにあると思われる。

『咸淳臨安志』はそもそも、仮とはいえ首都である臨安を描いており、「地方」志としては特殊な存在である。しかし、それでも後世の地方志がその体例を模倣したように、その内容には多くの「地方志らしさ」が含まれている。この「地方志らしさ」をつくり上げたものは何か、さらにいえば臨安を「地方」として描かしめた理由は何か。本稿では近年の南宋期研究の進展と版本学の知見を生かしながら、『咸淳臨安志』

を分析し、史料論としての研究の進展を図る。加えて、南宋最末期における地方志制作の必要性や、『咸淳臨安志』が後世の地方志の模範になった理由について探りたい。

一 『咸淳臨安志』の編纂過程

119 『咸淳臨安志』の位置

議論に入る前に、『咸淳臨安志』の基本的な書誌情報と版本の流傳過程を、先行研究を参考しつつ簡単に整理する。『咸淳臨安志』は、咸淳七年（一二七二）八月ごろ（⁴、知臨安府事であつた潛説友により編纂された。刊行時は全一〇〇巻があつたが、現在残るのは残缺の九五巻である。版本流傳の過程をみてみると、元明交替の時点で完全な本は失われ、明代は残缺本が通行していたようだ（⁵）。その後、清初期に藏書家達による版本校勘・充補が行われ、「四庫全書」にも収録された九三巻本が成立した（⁶）。そして清後期にはさらなる増補が行われ、現在通行する九五巻本（仿宋九六巻本）が成立した（⁷）。以上が基本的な版本の流傳であるが、その他に静嘉堂文庫（旧陸心源藏）九五巻宋刊鉛配本が存在する（⁸）。

内容は、九五巻本によれば、「行在所錄十五卷、疆域六卷、山川十八卷、詔令二卷、御製文一卷、秩官九卷、文事武備風土貢賦各一卷、人物十一卷、中缺一卷、祠祀一卷、園亭古籍一卷、塚墓一卷、恤民祥異一卷、紀遺十二卷、中缺四卷」である（⁹）。宋代の地方志としては分量・内容ともに傑出してゐる。清の周中孚は「乾道（臨安）志に數倍」し、「他の宋代地方志と比べても詳細」であり、「後の西湖志などはその

体例を模倣した」とする（¹⁰）。

『咸淳臨安志』についての先行研究は主に中国の「方志学」の見地から為されている。林正秋氏は、『咸淳臨安志』は強しており、地方経済（物産・市・商税など）や都市管理（街道・橋梁・井戸・防火）、西湖、人物（治績、人物記載の分類方法）に関する記載が充実していると述べている（¹¹）。また、黄尊氏は、その人物記載に「古今を統合する意図」があるとし、最近の人物を詳細に、古い人物を簡略に記載する傾向があるとする。加えて、『咸淳臨安志』の記載の不備として、「武備」の項目があるにも関わらず「兵事」の項目がないこと、「風俗」「市鎮」「物産」などの項目が簡略に過ぎること、などを挙げている（¹²）。これらはいずれも地方志としての特徴を分析したものであり、そのような地方志が成立した背景には触れていない。

『咸淳臨安志』は、既に述べたように南宋最末期の咸淳年間（一二六五～七四）に編纂されたものである。南宋期にはほかにも、乾道五年（一二六九）ごろに知府の周添によつて編まれた『乾道臨安志』、淳祐十年（一二五〇）ごろに知府の趙与篤によつて編まれた『淳祐臨安志』が存在する（¹³）。これらの地方志が既に存在する中で、『咸淳臨安志』が編まれる必要はどこにあつたのだろうか。

『咸淳臨安志』の編纂事情を、序と凡例から検討する。「序」は、まず杭州の歴史を述べ、吳越錢氏による都市建設から始まり、その後北宋の統治下に入つたこと、宋朝南渡の艱難と

それを切り抜ける足場として「臨安」が成立したことを述べる。そのため、「宋朝の三百年間、杭州の国家への功績は大きかった。祖宗の杭州に対する恩徳もまた深かった」とする。そして、「開慶の小人たちが國を誤り、異民族の襲来を招いた」と、当時の宰相丁大全らの責任でモンゴルの侵入を受けたと説明し、それを追い払った「太傅辯章國公」こと『咸淳臨安志』編纂当時の宰相賈似道の功績を挙げ、杭州に平穏と繁栄をもたらしたと称賛している。また、「杭州の福は國家の福である」と、杭州の繁栄が国家全体に及ぶ幸福であることについて述べる。編纂理由については、前志の「不足や誤り」を修正増補するためであるという。また、「冒頭に行在所録を置くのは、王室を尊ぶものである」として、臨安が王室の居住する都であることを強調し、「旧京」即ち北宋時の都である開封に戻りたいという意図を述べている。

次に、「凡例」を見る。これは、現存する宋代地方志において冒頭に掲げられた唯一の凡例であるが、後代の方志では凡例を設けるのが一般化している。『咸淳臨安志』の凡例には七項目が挙げられている。内容を概観してみると、「御製御書、行在や朝廷儀礼、朝廷と結びつく祠廟に関する記載の記載場所」や、「旧志で紛らわしかった役所名の整理」などが五（内訳としては儀礼が三、制度が二）を占め、「咸淳臨安志」が朝廷を強く意識した地方志であることがうかがえる。

され、類似点の多い『景定建康志』を例に検討を行う。『景定建康志』は、景定二年（一二六一）に知府馬光祖（14）、幕僚の周応合（15）により編纂された。全七〇巻あり、宋代では『咸淳臨安志』に次ぐ規模を誇る。建康府（現在の南京）は、臨安に次ぐ重要都市、陪都であり、「咸淳臨安志」の「行在所録」にあたる「行宮記載」「留都録」という内容を有するなどの近似要素を持つている。

馬光祖による序には、「どうして一般の方志のように、山川の地理や地域の名物を書くだけで済まされようか」、「郡の方志ですら記載を充実させているのに、ましてやここは副都である建康なのだから」といった記述があり、陪都として州県以上に充実した方志をつくる必要性を打ち出している。馬光祖は三回に渡って知建康府となり、この『景定建康志』が編まれたのはその三回目の任期の際であったが、方志編纂はその初任である宝祐五年（一二五七）から準備されていた。「幕客の周君應合は、広く物事を知つて學問が充実しており、前に江陵志を作った際、記載がよく整っていた」とあるように、馬光祖は経験豊かな周応合を信頼していた。次に、実際の編纂に当たった周応合による「修志本末」をみる。まず、「國志は三年に一回献上するのがきまりである」というように、地方志は三年ごとに内容を増補更新する原則があつた。ただ、この『景定建康志』の場合、主催者である知府馬光祖の都合があり、馬光祖から「私（馬光祖）が離任する前に本を作るようだ」と、期日を区切られたという。

また、周応合は「一時は都でもあつた建康での一大事業は大きな仕事になる」と、この地の地方志編纂が重要であると認識していた。それを限られた時間でやらなければならぬということで、周応合は「いま既にある地方志を合わせて一つにし、欠けている部分は補い、間違いは正し、慶元年間に以降の書かれていない部分はそれを継ぎ足して、完全な書にする」と、前志を利用し、その後六〇年分を追加して編纂する方法をとったとしている。その背景には、(地元の)協力人員との分担を馬光祖に却下されたという事情もあった。前述の序で馬光祖は周応合の信頼と実績が、彼ただ一人に作業させる理由であると述べている(16)。これ以後の地方志が基本的に地域の士人を大量動員して作業を行わせるのとは逆であり、特徴的である。この地方志は「誤節以来二回甲子をめぐり、そして大体が揃つた」と、四カ月で編纂されたことが示されている。序の「三月の甲子に始まり、七月の甲子に獻上した」とも一致しており、かなりのスピードで制作されたことが明らかである。

そして注目すべき点として「版本について、鍵をかけて細書堂の中にしまい、書吏を選んでその開閉を管理させた。毎巻毎項目の後には空白を作り追加を待つものとした」という記述が挙げられる。予め、その後編纂される可能性を考え、版本に余白を残したのである。実際、現在に残る『景定建康志』には咸淳年間の記載がみられ、一旦完成したあとも追加の編纂が行われたことを示している。

以上が『景定建康志』の成立の特徴であるが、この地方志

は『咸淳臨安志』と多くの共通点を持ち、目的も多くの重なっている。時期が近く、馬光祖が咸淳年間に先立つ宝祐景定年間に知臨安府に着任していたことを合わせると、『景定建康志』の手法は『咸淳臨安志』制作者によって模倣された可能性がある。また、『景定建康志』は基本的に周応合のみが編集に当たり、馬光祖はいわば監修の立場にあつたが、これも潜説友以外に編集関係者の存在がうかがえない『咸淳臨安志』との共通点である。さらに、『景定建康志』と『咸淳臨安志』は共に、それ以前に編まれた同地域の地方志が佚失しており、現在は僅かに残本から推測できるのみである。周応合の述べたように、前志を使用して編纂する方法をとったために、前志の存在意義が低下したことが前志の佚失に影響しているのではないかだろうか。

地方志は一般的に、長期的に保存し、ある程度の年数で更新することが望ましいものであり、ない場合は官衙の總意として制作に取り掛かるのが一般的であった。しかし、『景定建康志』と『咸淳臨安志』は共に、総意として作られたものではなかった。さらに、両者は、制作意識やその目的、あるいは後世加筆可能など、さまざま点で類似していた。首都の地方志である『咸淳臨安志』が陪都の地方志である『景定建康志』を模倣した可能性を指摘できよう。次章では『咸淳臨安志』の記載内容から、社会的な背景を掘り下げてみたい。

二 編者潜説友と賈似道——「咸淳」という時代

既に述べたように、「咸淳臨安志」の編纂に関わった人物は潜説友以外、うかがい知ることができない。咸淳年間（一二六五、七四）に制作されたものであるため、特に咸淳年間の潜説友の置かれていた状況を明らかにする必要がある。ここでは、編者潜説友に関する記載と、彼自身の文章を通して、「咸淳臨安志」の成立に関する当時の状況をうかがつてみたい。

潜説友（17）の事蹟は、「咸淳臨安志」に見られる知臨安府期と、彼の人物評価の鍵となつた宋朝降伏前後における元軍への降伏と死に関するものに集中している。すなわち、潜説友の咸淳年間以前の事蹟はあまり残っていない（18）。以下では、咸淳年間の彼の事蹟を分析し、同時期の政治・社会の動向と重ねながら、分析していく（19）。

第一に、咸淳年間前半を中心とした税納関連の事蹟について見る。寺地遵氏は南宋末期の政策・政治動向を論じるなかで、「南宋政權は亡国直前局面において、首都のみを救い、農村部を棄てた」と述べ、臨安に税収の利益を集中させた貢似道政權の偏った経済政策と、対モンゴル防衛政策の破綻を描きだしている（20）。財源が集中して投じられた臨安を治めていたのが潜説友であった。彼の著作文章（別表一中の「一」五）では、臨安とその周囲の住民に課せられる税の一部分を節約で余った府の予算で肩代わりし、朝廷と政府の恩徳をアピールしていた。また、「咸淳臨安志」内の咸淳倉の造営に

関する記載では、以下のように、賈似道の政策に協力して、臨安の備蓄の増加に努めている（21）。

咸淳四年、朝廷は倉を建設して公田収入米の貯蔵量を増やすことを検討した。そこで瓊華の廢園を買収し、内酒庫の柴炭置き場も使って拡大した。臨安の知事潜説友に命じて倉を建てさせたが、棟数は一〇〇、全体の幅は五〇〇二間ほどであり、米六〇〇万石を収納できた。

以上の記載によれば、賈似道の公田法による収入を貯めるため、潜説友が倉を建てたという。これらの政策は、臨安に物資をあつめ、住民の負担を軽減するものであり、寺地氏の言う「臨安の救済」の一環と言える。

穀物備蓄の背景として、端平年間（一二三四～三六）以降、会子（紙幣）の価値が下落し信用が低下したこととも挙げられる（22）。『咸淳臨安志』内の会子庫関連の記載には、主に部門の整理と撤退について次のように述べられている（23）。

咸淳年間以降、朝廷は造銭を停止する措置を行い、元年の五月から閔子（送金手形）を停止し、（最後の会子である）十八界については三年の三月から停止した。

これらをあわせて考えると、会子の信用低下に伴い、裏付けとなる穀物などの財源を臨安に集中し始めたと見ることができる。

第二に、同じく咸淳年間前半を中心とした、朝廷の嘉事に関連した潜説友の事蹟について分析する。前述の序にも見られたように、この時期臨安周囲は比較的平穏であり、それを

123 『咸淳臨安志』の位置

別表一 潛説友自身の作成した文章

	番号	題名	引用元	備考
納税関連	1	代四五等戸輸明年騎零夏税状 咸淳五年冬	咸淳臨安志卷五九	
	2	代四五等戸輸秋苗税状 咸淳六年夏	咸淳臨安志卷五九	
	3	代四五等戸輸明年騎零夏税状 咸淳六年冬	咸淳臨安志卷五九	
	4	書代輸騎零税事 咸淳五年	咸淳臨安志卷五九	
	5	書代輸騎苗税事 咸淳六年夏	咸淳臨安志卷五九	
朝廷嘉事関連	6	跋獎諭獄空詔 咸淳五年正月	咸淳臨安志卷四一	
	7	跋獎諭獄空詔一 咸淳六年正月	咸淳臨安志卷四一	
	8	跋獎諭獄空詔二 咸淳六年七月	咸淳臨安志卷四一	
	9	跋獎諭獄空詔 咸淳七年正月	咸淳臨安志卷四一	
	10	跋字民訓	咸淳臨安志卷四二	
都市関連	11	跋字民銘	咸淳臨安志卷四二	
	12	頤佑廟題識 咸淳五年	咸淳臨安志卷七三	朝廷に平和の預言をしたため、官が建て直しその際に書かれた
	13	頤佑廟祝文	咸淳臨安志卷七三	
	14	忠佑廟祝文	咸淳臨安志卷七三	
	15	咸淳臨安志序	咸淳臨安志 卷首	
文化政策関連	16	建置范文正公祠堂申状	范文正公褒賢集卷二 吳都文粹統集卷一二	平江府
	17	吳郡新建范文正公專祠奉安日講義 咸淳十年	范文正公褒賢集卷三 吳都文粹統集卷一二	平江府
	18	長洲縣改立學門記	道光蘇州府志卷二五	長洲県 (平江府)
	19	王顥齋墓碑題 咸淳九年十二月	光緒青田縣志卷六	青田県 (处州)
	20	經界圖籍序 開慶元年十月	景定嚴州統志卷二	建德県 (嚴州)
その他	21	仙都山題記 景定五年四月	光緒縉雲縣志卷一二	縉雲県 (处州)
	22	浙東提挙到任謝表	雍正浙江通志卷二五九	慶元府

踏まえて、朝廷は首都の繁栄を演出し政権の安定を図ろうとしていた(24)。潜説友の著作中の記載(別表一中の六〇一三)では、「獄空」(六〇九)(25)と儀礼祭祀(一〇九一三)という二つの側面に分けることができる。前者は牢獄から罪人がいなくなることであり、それによってその土地がよく治まっていることを人々にアピールすることができた。朝廷はこれを善政の証とし、知府は表彰を受けることができ、朝廷と地方官の双方にとって利益があった。後者の儀礼祭祀は、朝廷の権威と正統性を表示するものであり、「咸淳臨安志」内の建造物の記載とも関連している。「咸淳臨安志」には皇帝と関わりの深い「社稷」を潜説友が修築したことについて、記載が見られる。

(社稷) 壇はもと嘉会門の内にあり、今は城西一里ほどの小昭慶寺の側に移した。(壇の) 基は湖の間近にあり水により壞された。咸淳四年安撫の潜説友は壇の土台を築いて新しくした。また、斎宇や庖屋等九棟の建物を建設し、その周りには石垣と石畳を造った。(26)

また、潜説友は「御街」の修築にもかかわっている。和寧門外から景靈宮の前まで、(皇帝が) 輿に乗つて進む路である。何年も久しく修築されていなかった。咸淳七年安撫の潜説友が朝廷の命を奉り修築した。その内、六部橋路口から太廟の北に至るまでの間は、大礼に当つて別に修理した以外、南北一万三五〇〇尺ほどである。もとは鋪石で舗装され、舗石の数は三万五三〇〇ほど、そのうち石が壊れて交換したものは約二万であった。

(27)

これらはいずれも、潜説友による建築物の修築に関する記事であり、修築の目的はそれを舞台とした儀式による、朝廷の正統性の表示であると言えよう。宮殿と街をつなぐ「御街」の整備に見られるように、人々に對して、視覚的にも朝廷の権威を誇示しようとしていたことが見て取れる。潜説友は命を受けて、建物を修築すると共に、それを文章としても残し、朝廷の正統性と権威の保持に貢献していた。

第三に、潜説友は儀礼に使う以外の都市施設の建設にも当つていた。着目すべき内容は主に次の三つに分けられる。

一番目は、杭州の基礎となる堤や井戸の整備である(28)。西湖の著名な蘇公堤については、次のように記述されている。

：咸淳五年朝廷は錢を給し、守臣潜説友に命じて増築した。土石を運んで窪を埋め、高さを一尺増し、全長七五八丈、幅は皆六〇尺とした。堤に沿つて元は亭が九軒あつたが、これらも新しくし、さらに花木数百本を補つた。(29)

蘇公堤をさらに堅牢なものとし、加えて亭や花木といった装飾的な部分も充実させている。この蘇公堤再建には賈似道も亭の再建に直接協力を行つていている。杭州城内の最も基本的な生活水源であった井戸の「六井」については次のようにある。

：咸淳六年、安撫の潜説友は取水用の石構えを作り、全長一七〇〇尺で、深さと幅は以前の倍であった。内外と

もにますます堅牢であつた。(30)

これらは西湖の堤や井戸といった、杭州の基礎的な建造物

の修復作業であり、歴代の知臨安府と並べて潜説友の修復の

業績が『咸淳臨安志』に記載されている。

二番目は、祠廟の整備である(31)。白塔嶺にある善順廟は、民間で建てられた祠であつたが、咸淳年間にになると政府から額が与えられ、公認された。

：以前の伝承には、民間で小さな祠を建て、船の往来を守るとし、平波神祠と称していた。嘉定十七年祠から廟となり、咸淳元年に詔して善順の名を賜い額とした。

(32)

政府公認の神として額を与え、廟を保護することは、無論、神の加護を期待する行いである。しかし、それと同時に、参拝する人々に政府を印象づける有効な手段であったことも忘れてはならない。背景として、当時浙江の水軍が大幅に増強されており(33)、その関連で水軍駐留地沿いの祠廟の整備に力が注がれていたことが推測される。

三番目は、建造物の名付け方によつて、潜説友と賈似道の政績を強調することである。臨安府庁の中に新たに増築され

た「清明平軒」の名前の由来については、次のようにある。

：咸淳五年安撫の潜説友が平章賈魏公の《清明平》の三字で書かれた褒め言葉を受け、それを額にして別室に掲示し、訓戒となるようにしたものである。それを名前にした。(34)

賈似道が潜説友を「清明平」であると賞賛し、それを額に

すると共に、建造物の名前にもしたのである。「見廉堂」についても、似たようなエピソードが記されている。

咸淳五年十二月安撫の潜説友が撤去したうえで新たに建築し、その上に樓を高くそびえさせたので、欄干から四方の百万人家を見ることができ、さながら絵のようであつた。南は詔峰に面して相対し挨拶をするがごときであつた。前は郡堂で、増築や変更がずっと続いてばらばらに立ち並び、眺めは良くなかった。そこで内から外に真っ直ぐに並ぶように建築させ、眺めをふさがないようにした。堂が完成したとき、ちょうど公(潜説友)が酒税を整理して朝廷で廉能の称賛に足りる者と(皇帝と宰相賈似道から)称賛されたことから、因んで堂の名前にした。(35)

「清明平軒」「見廉堂」といった亭の名前とその説明に、潜説友自身の業績と、賈似道との協力関係のアピールが見て取れる。よく見える建物に宰相や地方官にまつわる名前を付けることは、人々に彼らの業績を強く印象付けることにつながつたであろう。

都市施設の建設に関する記載をあわせると、杭州の繁栄が政府によつてもたらされたという印象を植え付けると同時に、政府と神の加護の結びつきを演出しているように思われる。加えて、地方官そして宰相の業績アピールにもなつていふと言える。

第三に、咸淳年間後半を中心とした文化政策関係の事蹟が挙げられる。潜説友が自ら文章を残したもの(別表一の中の

(34)

「五十九」は、全て知臨安府解任後に行つたものである。ただ、「咸淳臨安志」の中の記載を見れば、知臨安府の時期にも文化関係の事蹟が散見される。例えば府学については次のようにある。

淳祐六年理宗皇帝が御書二扇を賜つた。十一年趙安撫与箋が一新し、また学校の棟を増やし、子弟二〇〇人

議した。八年、安撫の吳益が繼いで完成させた。(36) 潛説友一人の行為ではないが、積極的に府学の振興に取り組んでいたことが見て取れる。

また、潜説友は咸淳年間の後半になると、名所をめぐって題を記したり詩を詠んで遊んだりしている(37)。前述した蘇

堤など西湖周辺の施設の整備は、このような遊覧の場を造り出すという意味もあつただろう。臨安統治時期には行政施策や建設を行なながら、学問や詩文、芸術といった文化を振興し充実を図る政策を頭の中で練っていたのではないか。賈似道がこの時期に遊宴を多く催していたことは、「亡国」のシンボルとして非難を受け続けた。しかし、遊宴を催すこと自

体は、その場で作られる文章や詩文を通じ、繁榮する首都に相応しい文化を振興するという意味がある。賈似道が潛説党に『咸淳臨安志』を編纂させたことも含め、遊宴についても文化政策の方向から見直すことが可能であるように思われ

『康志』とその編者馬光祖及び『咸淳臨安志』に先行する『淳祐臨安志』とその編者趙与選である。この二つの地方志及びその編者には二つの共通点がある。ひとつは、自らの編んだ地方志の中で、自身の業績をアピールしていることである(38)。もうひとつは、共に学問や文化のリーダーとしての地位を得ていたことである(39)。

ルを行う立場にあり、馬光祖や趙与篤とは政治的には対立関係にあつたと思われる。馬光祖は潜説友の従う賈似道とは政策的に相容れない立場にあつた。しかも陪都の地方志を立派に制作し献上した馬光祖は、潜説友にとてはいわば、乗り越えるべきライバルであつた(40)。また、趙与篤が再建した建造物は少なくなつたが、それらを潜説友が改めて修築している(41)。潜説友が前任者を模倣しつつも乗り越えようとした圖つていたことがうかがえる。特定の文化的裏付けや道学の派閥の支持を持たない賈似道や潜説友の一派が好敵手の業績を上回るためには、文化的な営為を地方志の上で強調する必要があつたのではないかと考えられるのである(42)。

改めて、咸淳年間ににおける賈似道の政策的動向とこれら連の潜説友の行政記載を比較してみる。潜説友が着任した咸淳四年以降、モンゴル軍の湖北地域への侵入が激しくなる中で、賈似道の政策に関する記載は、「宋史」などの史書に「深居していくても、台諫の彈劾、諸司の人事や首都周辺の行政一切の事で関与しないものはなかつた」と書かれる半面、具体的な記載はほとんど見えなくなる(43)。加えて、専ら邸

宅で遊樂にいそしんでいたように描かれ、非難されていたことは既に述べた。だがここで挙げた潜説友関連の行政記載は、そのほとんどが賈似道と結びつく。潜説友は咸淳年間に猛烈な昇進を遂げ、背景に賈似道の引き立てがあつたことは指摘されている(44)。さらに、前述の寺地氏が指摘するようにな、賈似道の政策は他の地域を度外視して臨安を繁榮させるものであるならば、この『咸淳臨安志』の編纂 자체が、臨安の繁榮を創りだした賈似道を顕彰することが目的であつたと言える。

以上が、潜説友個人を視座とした咸淳年間の状況である。咸淳年間において、潜説友は宰相賈似道と歩みをそろえながら、臨安の繁榮を政策によつて支え、建造物によつて演出する作業に従事していた。財政や朝廷関連から始まり、徐々に文化方面に移行していく政策の流れは、咸淳七年の解任によつて中断するが、潜説友の中では一貫性を持つた作業だつたのではないか。『咸淳臨安志』は文化方面的政策のひとつであり、自らと賈似道らによつて実現された都の繁榮をアピールする場として位置づけられていたようと思われる。

三 『咸淳臨安志』の記載基準——「官績」を事例として

『咸淳臨安志』がどのような記載基準を持っていたかについては、過去の杭州の地方官を記載する「官績」の項目(45)を分析するのが有効である。なぜなら、官績は歴代の杭州統治者、特に宋朝になつてからの地方官がいかに善政を行つたかを記載する部分であり、当時の地方官であつた潜説友に

とつて、自らの統治の前提となる歴史を描く部分として重要な役割を果たすのである。官績という項目は、既に『乾道臨安志』においても存在していたが、その内容・形式は『咸淳臨安志』のそれとは大きく異なつてゐる。前節にて咸淳年間の潜説友の動向と地方志の記載との関連を検討したが、南宋初期に編まれた『乾道臨安志』と比べて、どのように異なつてゐるのか。官績項目を例として、記載基準の変化を考えてみたい。

『乾道臨安志』との比較的の概要は〔別表二〕にて示している。人物としては、王化基・胡則・何中立・呂濤・王琪・沈立・陳軒が外れ、司馬池・楊偕・孫沔・祖無訛・蒲宗孟が新たに加わっている。これは、比較的記載が少ないのである。杭州と閩連の薄い人物を外し、地域文献に残る人間を新しく入れたものである。また、記載内容の変化もみられる。別表二の『乾道臨安志』と『咸淳臨安志』の内容異同例では、王欽若と范仲淹を挙げたが、例えば范仲淹の場合には、『乾道臨安志』ではその人格や知名度について記されているのに対して、『咸淳臨安志』では杭州における実際の治績の描写が行われている。その描写は、朱熹『五朝名臣言行録』の内容に沿つたものであり、范仲淹以外にも同書の内容に沿つたものは多い。朱熹が示した「名臣」の基準に則つた記載になつたものと思われる(46)。また、同様に記載が詳細になる傾向は、南宋期の地方志に共通したものである。『咸淳臨安志』も他地域の地方志と同様に、地域に貢献した地方官をその功績と共に記載し称賛することで、地域の統治の系譜を作ろう

別表二「官績」部分の比較（異動年月官歴以外）

『乾道臨安志』にのみ記載された地方官		『咸淳臨安志』にのみ記載された地方官	
王化基	本伝によると字永圖、真定府の人。嘗て東南行百韻を作り、好事者は伝えてよく歌った。	司馬池	康定元年庚辰、江鈞・張從革が両浙轉運使となり、池を憎んで中傷し上奏した。九月辛酉に知虢州に降格となった。以前吏が官銀を盗んだ際、鈞の私費を補填するためと供述したことがあった。また従軍の姻戚が税を納めず密かに人をやって取り立てたことがあった。これらの報復かと言うもいたが、池は取り合わなかった。
胡則	則は本伝によると字子正、婺州永康の人。若くして清名あり、風義を尊んだ。真宗・仁宗が抜擢した。	楊偕	「太平可致十象圖」を献上した。大風が潮をおこし、(錢塘)江岸の土石の半ばを削りとった。偕は転運使田瑜と急いで人衆を指揮し、土を担わせ破れた堤防を塞がせて、水没を免れた。その後完全修築を協議し、方略を上奏し、その工費四十万を計上した。監司の許可を得て早馬で上奏したところ、詔により委任を受けた。また通判等に命じて職務を分担させ、江淮南二浙福建の兵と十県の壯丁合計五千人を徵發し、土石を運び版築作りをさせる役にあてた。工事範囲は數十里以上に及び真冬の寒さに苦しんだが、誰も疲れたとは言わなかった。十二月に新堤が完成し、石堤記を再度作成した。
呂濤	本伝によると字濟叔、揚州の人。進士第一に挙げられ、累遷して知制誥知杭州となった。性格は簡傑で、賓客を迎えた時も数言しか言わず、時には「七字舍人」とあだ名した。とはいへ明敏で議論をよくし、一時の名人となり、多くの人から認められた。	孫沔	浙の風俗は僧を尊び、ほしいままに婦女と私通した。沔はこれを厳しく取り締まり、杖配した者は非常に多かった。
何中立	本伝によると字公甫、許州の人。非常に文詞に巧みであった。	祖無撰	嘗て鳳凰山に介亭を建てた。
王琪	本伝によると字君玉、成都の人。詩により世に名を知られた。	蒲宗孟	閩州の人。嘗て(南朝)宋齊から元豊年間までの錢塘の詩三千余首を集め、三十巻の書に編み、世に広めた。
沈立	本伝によると字立之、和州の人。職事に勤勉で、得た給料の多くは本の購入に充てた。		
陳軒	本伝によると字元輿、建州建陽の人。嘉祐八年に進士第二に挙せられた。		

『乾道臨安志』と『咸淳臨安志』の内容異同例（左：『乾道』、右：『咸淳』）			
王欽若	称賛する詔と、真宗の御製詩全文	王欽若	御製詩が贈られた旨の記載のみ
范仲淹	本伝によると字希文、内閣外和、至る所で恩徳があった。町や村の人々も皆その名字を知っていた。諱は文正。	范仲淹	実際の治績の描写。「江浙一帯は大飢饉に見舞われたが、范仲淹の政策はとても効果的であった。【彼の政策で】吳の人は毎日西湖のほとりでボートレースや宴会を行い、また諸寺院や役所は工事に励み日に千人もの役夫を動員した。公(范仲淹)が述べるところによると、宴遊・工事を推進した理由は、全て余分な財を放出させて貧しいものに恵むためであった。」

『咸淳臨安志』官績部分と紀遺部分の比較（左：官績、右：紀遺）

咸綱	応天府楚丘の人。綸と転運使の陳堯佐が言上するには、「浙江が氾濫して江岸を壊し、州城に迫っているので、京師から専門の土木工を派遣し滞在して工役につかせてほしい」と。詔によりこれに従う。早馬を出し、転運使と検証を重ねた結果、江岸を整備しその柱石のあり方を変えた。水患を免れたが、人々はその変更を非とした。	初め錢塘江の堤は石を竹籠に詰めたものだったが、潮の浸食で数年持たずに壊れた。転運使の陳堯佐がいには、「堤で潮を防ぐのは却って民の負担になる」と。そこで知杭州の咸綱と協議し、堤を薪土に変えた。その政治を攻撃しようとする者が朝廷に不利益であると言上した。参考政事の丁謂が首謀して、堯佐を退けた。堯佐は抵抗し続けたが、謂により綸は揚州に異動させられ、堯佐もまた転任した。京西路發運使の李溥が籠石による堤の復活を請け負ったが、数年しても完成せず、民力が大いに疲弊した。結局堯佐の案を採用したところ、堤は無事完成した。
孫沔	浙の風俗は僧を尊び、ほしいまに婦女と私通した。沔はこれを厳しく取り締まり、杖配した者は非常に多かった。	孫沔の左遷理由の詳細を述べた上奏。「かつて蕭山の民鄭曼が紗を売っていたところ、(中略) 沔は彼の家の簿記を接収し累積の脱税が幾萬もあるとして、ついに彼を他の州に配流し奴隸としてしまいました。…趙氏の娘で、既に莘旦と許嫁の約束を交わしていたものがおりましたが、(中略) 沔は莘氏の母が僧と私通していることを聞きつけ、その証拠を得ると共に、莘母を姦棄之法に照らして取調べさせ、遂に趙氏の娘を奪って官邸に住ませ、飲食寝起きを共にしていました。沔が流罪にしたものは百人を超えて、辞職したときにも、その裁判文書を盗んでいたため、後から冤罪を訴える者も、文書がなくて潔白を証明できませんでした。」

としているのである。

次に、『咸淳臨安志』中の南宋期の官績を概観する。『乾道臨安志』と違い、『咸淳臨安志』は南宋期の官績を記載している。侍其傳から張約までの二三事例だが、これらは史書から転載したような日付つきの形式で書かれており、北宋期の官績と違い、年月の順に並べられているだけで、評価や整理を行っていない。また、記載が行われているのは紹熙初（一九〇）までであり、皇帝の代としては寧宗より前のものだけである（47）。このことは、『咸淳臨安志』が同時代の評価に踏み込まなかつたことを示している。また、寧宗以降の記載をはばかりいることから、それ以後を同時代として認識していたものと思われる。

さらに、この官績項目を『景定建康志』をはじめ、北宋期の『長安志』、『河南志』あるいは元代の大都を描いた『析津志』といったいわゆる都城の地方志と比較してみる。（48）まず、『景定建康志』には官績の項目が存在しない（49）。先行する北宋期に編まれた『長安志』、『河南志』にも、官績の項目はない（50）。そして、『析津志』においても、やはり官績の項目は存在しない（51）。これらを考え合わせると、首都でありながら官績を詳細に書いている『咸淳臨安志』の特殊性が浮き彫りになる。宋代杭州は、都でありながら、地方の統治を象徴する項目である治績について詳細に描いているのできない状態にあつたのではないか。その背景には、杭州が仮の都「臨安」であり、北宋期に地方としての歴史を積み重ね

ていたことが考えられる。

そして、官績と関連する項目として、「咸淳臨安志」の末尾に付された「紀遺」の項目がある。この項目は、正規の場所からこぼれた補充メモのような部分であり、その中には官

績と関わるものもある。紀遺項目に載せられた官績関連の記載は、『建炎以来繫年要録』からの引用が多いが、長編から筆記まで多彩な引用元記載をもつていて、その中でも、北宋

期の知州、戚縕(52)と孫沔は官績と紀遺の双方に記載があり、別表二で比較してみると、官績に書けないものを紀遺に入れたことがうかがえる。例えば、戚縕が異動させられた理由や、孫沔が左遷させられた理由については紀遺に入れられている。杭州の繁栄を示す地方志として、官績はある程度一貫して、成功した宋朝による地方統治のイメージを提示せねばならず、その基準にそぐわない異動や左遷といった内容や『建炎以来繫年要録』のような編年形式の記載は紀遺の方にまとめられたのである。

以上が、「官績」の項目からみた「咸淳臨安志」である。官績からわかるのは、「咸淳臨安志」は宋朝の統治による「福」が杭州にどのような恩恵を与えたかを明確にすべく、官績について詳細な記載を行っていることだ。朱熹の書物由来の記載などが含まれているのは、当時の道学の風潮に編者も影響を受けたことを明確に示すものである。さらに、他の同時代の都城の地方志と比較した場合、「咸淳臨安志」が地方統治の系譜を無視できない、特殊な地方志であることがより明白になる。一方で、その記載目的は杭州がいかに宋朝の

統治によって繁栄してきたのかという成果を示すためのものであり、その基準にそぐわない史料は「紀遺」に記されるにとどまっていた。

おわりに

本稿では、「咸淳臨安志」の中心編纂者である潜説友と社会背景について検討を行った。

「咸淳臨安志」は、南宋王朝の成果と現在の繁栄を記録し称揚する意義を持っていた。編者の潜説友は、宰相の賈似道と協力し、建造物や地方志を通して、杭州の総合的な繁栄を演出していたのである(53)。そこには、馬光祖や趙与篤などの先行する文化的指導者に対する抗争という、潜説友自身の課題があつた。地方志における記載は、通常は地域の税目など の数値と名所名跡を示すものであるが、「咸淳臨安志」は、対モンゴル政策から離れた賈似道政権の文字通り目に見える成果を強調するためのものであつた。

「官績」の項目は、その地域を統治してきた政府の成果を示すものであるが、同時にその記載内容の取捨選択を通じて、地域の人々にとっての地方統治の必要性を示している。「咸淳臨安志」の場合、先行する地方志よりも詳細に官績を記していた。南宋期に各地で編まれた地方志のやり方に習い地域と結びついた地方統治を描いていたのである。

「咸淳臨安志」は、先行する「景定建康志」と同様に「行在諸錄」という部分を冒頭に置いたことに象徴されるように、皇帝の都であることを主張していた。一般に、都の地方

志は皇帝に帰属する詔勅や建造物などを重視するため、地方統治に関する記述は比較的薄くなる。しかし、「咸淳臨安志」の場合、前述のとおり、杭州の「福」、最終的に賈似道と潜説友によつて作り出された繁榮につながる要素を表現する必要があつた。そのため、都城の地方志としては例外的に、「官績」をはじめとした地方統治に関する部分にも、十分な注意が払われているのである。

なお、潜説友はのちに知平江府に着任したが、そこで元朝に降伏し、悪評を食うことになる。後任の知平江府が有名な文天祥であつたこともあり、その比較が史家に印象付けられ悪評を増大させた。一方で、蘇州近隣の士人には、彼の降伏により蘇州が破壊を免れたという別の印象を持たれ、また彼の出身地である處州縉雲では、「名地方官」として名声が残り続けた(54)。そこには、彼の政策の成果の一端を見ることができるかも知れない。

最後に、なにゆえ「咸淳臨安志」は模範にされたのかといふことを考えてみる。まず、編纂理念から考えてみると、「咸淳臨安志」の特徴は、大規模にして詳細な記述と朝廷を意識し、その統治を強調したことであつた。それは先行する『景定建康志』から受け継いだものであつた。「景定建康志」は後の袁桷へと繋がる、明州・婺州系士人のネットワークの中で制作された(55)。その後の元から明初にかけて、史書編纂に多くの明州・婺州系士人が関わつてゐたが(56)、同時期に中央政府が地方志編纂の命令を発していることを考え併せると、地方志の編纂やその形式にも影響を与えていたと考え

られる。新たに地方志を作ろうとする後世の地方志編者にとって、「景定建康志」に連なる「咸淳臨安志」は模範となるべきルーツの一端にあつたのではないか。

次に、杭州の事情を考えてみると、既に述べたように、「咸淳臨安志」は杭州の国家に対する功績の大きさと、中央政府の統治が杭州にもたらした「福」をアピールすることにある。そのため、後に「乾隆杭州府志」が完全に模倣したよう、國家に繋がる地方志という形式のモデルとしてふさわしかつたのではないかだろうか(57)。そして、官績の項目にみられるように、一方では南宋期の地方志編纂の潮流に乗つた、地方の地方志としての側面も持つてゐた。元以降、杭州が一地方都市となり、都としての繁榮は遠いものとなつた。したがつて、潜説友が「咸淳臨安志」で示した南宋末臨安の繁榮は、後世の杭州統治者や住民にとって、繁榮のノスタルジアに繋がりうるものであつた(58)。これらをあわせて考えると、「咸淳臨安志」は中央の意図に合致し、杭州の人々が望んだ都としての繁榮の演出という需要も結果として満たし、さらに都ではない地方の人々が地方志を作る際の手本になる要素も持つてゐた。それは、地方志の模範としての条件を十分に満たすものであつたといえよう。

注

- (1) 小二田章「名臣」から「名地方官」へ——范仲淹の知杭州治績に見る「名地方官像」の形成」(『早稻田大学院文学研究科紀要』五三輯第四分冊、二〇〇〇)

八) 同「北宋初期の地方統治と治績記述の形成—知杭州戚綸・胡則を例に」(『史觀』第一六五冊、二〇一), 同「方志と地域—杭州地域の歴代地方志〔官續〕項目を例に」(『史論』三三号、二〇一) を参照。治

績記述とは、ある地方官の統治の結果を描いた記述である。基本的にその統治を称賛し、記録して語り伝えるために記述される。それを人々が引用して文章などを使用する、あるいは改めて評価を行うことで統治の記憶が重層化していく。士大夫階層全体からみれば、あるべき地方統治の模範となり、規範意識を生みだす。また、地域の立場から見れば、自らの地域に行われた名人の訪問あるいは善政の記憶であり、地域の歴史を語る上で必要な要素となっていく。

(2) 地方志に関する先行研究としては、青山定雄「隋唐より宋代に至る総誌及び地方誌について」(同「唐宋時代の交通と地誌地図の研究」、吉川弘文館、一九四一), 井上進「方志の位置」(同「書林の眺望」、平凡社、二〇〇六), 前村佳幸「宋代地方志における〈テクスト〉性」(ISITES(名古屋大学)一巻二号、二〇〇三), 須江隆「吳郡圖經統記」の編纂と史料性—宋代の方志に関する一考察」(『東方学』一六輯、二〇〇八), 同「寧波方志所載言説考—寧波の地域性と歴史性を探る」(同編「碑と方志のアーカイブズを探る」、汲古書院、二〇一二), ジョセフ・デニス(吉田真弓訳)「宋・元・明代の方志の編纂・出版お

よびその読者について」(前掲『碑と方志のアーカイブズを探る』), 鹿敏珍「宋代方志編纂中的『地方』書寫」(『史學理論研究』二〇一二年一期)などがある。

(3) これまでの「咸淳臨安志」に関する研究は、主に方志学の立場からなされたものである。洪煥椿『浙江方志考』(杭州・浙江人民出版社、一九八四)、黃葦『方志学』(上海・復旦大学出版社、一九九三)、顧宏義『宋朝方志考』(上海・上海古籍出版社、二〇一〇)などを参照。

(4) 近藤一成氏は、編者潜説友が肩書きした「權戶部尚書兼詳定」が、咸淳七年八月の着任であり、同十月には知臨安府を罷免されていることから、一応の成書時期をこのことと推測している。「南宋」「侯臣」死して名著を残す」(『月刊しにか』二〇〇一年一一月号、大修館書店)を参照。なお、後述の治績項目など、「咸淳臨安志」には咸淳年間以降の記載が散見されるため、潜説友の手を離れたあと作成が続けられていた可能性が高い。

(5) 当時どれほど「咸淳臨安志」が流布していたかは、明らかではない。ただ、明清期杭州府で作成された地方志の多くがこの「咸淳臨安志」を参考にしていることを考えると、編集者が(残缺本の)「咸淳臨安志」を見ることができたのは間違いない。小一田章前掲

(6) 朱彝尊による八〇巻本の増補本（卷六四～六六、九〇、九八～一〇〇を欠く）、現・南京図書館所蔵。

(7) 道光一〇年（一八三〇）、九五巻本を基に、黄士珣が他書から卷六四を増補し、校勘記三巻を別附した九六巻本を錢塘汪氏振綺堂から刊行している。なお、この巻六四は部分的な増補のため、先行研究らを見限り、現在の残存巻数には含めないようだ。

(8) 前掲『浙江方志考』を参照。なお、筆者が静嘉堂文庫にて該版本のマイクロフィルムを見たところ、通行本とは大きな差異はないものの、全体に抄補の頁があつた。その他、注七で述べたように先行研究では「鮑廷博（知不足齋）が宋殘本より補った」とされる卷六五と六六は他本から伝記を配されたような形跡があるなど、興味深い差異がある。該版本については稿を改めて検討したい。

(9) 周中孚の九五巻本の跋文、前掲『宋朝方志考』より

転引。なお、「中缺一巻」とは卷六四を、「中缺四巻」とは卷九〇及び九八～一〇〇を指す。

(10) 前注九の周中孚の跋文を参照。

(11) 林正秋『浙江歴史文化研究』（北京：中国文史出版社、二〇〇六）収録の「南宋臨安三志評述」を参照。

(12) 前掲『方志学』「關於臨安三志」を参照。

(13) 南宋期地方志について、吳建偉『宋代浙江方志編纂特色述略』（『図書館雑誌』二〇〇九年八期）、周佳『宋代知州知府与当地図經、方志纂述』（『中國歷

史地理論叢』二〇〇九年四期）をあわせて参照した。

(14) 馬光祖、字華父、婺州東陽の人。真徳秀に師事し、南宋晚期の官界における婺州系道學人士の中心人物であつた。宝祐二年～三年（一二五四～五五）、景定二年～三年（一二六一～六二）に知臨安府も務め、潛說友の知臨安府在任時には中央にて知枢密院事兼參知政事を務める（咸淳四年～五年、「一二六九～七〇」）など、直接影響を与える関係にあつた。しかし、政治的には賈似道の公田法に反対するなど、決して一致してはいなかつた。

(15) 周応合、字淳叟、江州の人。袁桷『清容居士集』卷二七「周瑞州神道碑銘」、及び湯文博「南宋方志学家周応合考述」（『安徽師範大學學報』三七卷五期、二〇〇九）を参照。後に彼もまた賈似道に反発して迫害を受けている。

(16) 地方志編纂以外でも、馬光祖は周応合をブレーンとして信頼し、長江防衛のプランなど意見を聞いていたようだ。前掲袁桷「周瑞州神道碑銘」を参照。

(17) 曾棗莊ほか編『全宋文』（合肥：安徽教育出版社、二〇〇六）には、「潛說友、字君高、處州縉雲の人。淳祐四年（一二四四）の進士。嘗て知建德県となつた。咸淳二年三月、樞密院編修官兼権刑部侍郎兼権右司郎官を以て秘書丞に除され、一一月に軍器少監に除され、四年に朝散郎直華文閣兩浙運副を以て司農少卿兼知臨安府に除され、ついで措置兩浙運司となり、戸

- 部尚書に抜擢された。一〇年に知平江府となり、翌年城ごと元に降伏した。後に李雄に殺された」と書かれている。一方、昌彼得ほか編『宋人伝記資料索引』(台北・鼎文書局、一九七九)では、「咸淳六年 中奉大夫権戸部尚書知臨安府」とし、さらに知平江府の際「元兵が至ると城を棄てて逃げ、後に福州にて降伏した」とする。このように、彼の伝記は元々の記載分量が少ないこともあり、混乱し錯雜した状態である。
- (18) 管見の限りでは、『景定嚴州統志』卷五「知具題名」にみられる知建德県の事蹟、『延祐四明志』卷五「人物考 袁洪」などに散見される浙東提挙の事蹟程度である。
- (19) 咸淳年間にについての大まかな流れは、宮崎市定「南宋末の宰相賈似道」(『宮崎市定全集』一宋元、岩波書店、一九九二)、初出「東洋史研究」六卷三号、一九四二)、山内正博「南宋政權の推移」(岩波講座世界歴史九、岩波書店、一九七〇)、梅原郁「南宋の臨安」(同編「中國近世の都市と文化」、京都大学人文科学研究所、一九八四)、何忠礼「南宋政治史」(北京・人民出版社、二〇〇八)、方建新「南宋臨安大事記」(北京・人民出版社、二〇〇八)などを参考。
- (20) 寺地遵「南宋末期、公田法の背景」(『史学研究』二三一号、二〇〇一)。その他、同「賈似道の対蒙防衛構想」(『広島東洋史學報』一三号、二〇〇九)を参考。
- (21) 『咸淳臨安志』卷九「行在所録 監當諸局 咸淳倉」。なお、この他に「豐儲倉」「端平倉」にも同様の記載がある。
- (22) 端平年間以降の会子の信用低下については、高橋弘臣「南宋臨安と東南会子」(『愛媛大学法文学部論集』三一号、二〇一二)を参照。
- (23) 『咸淳臨安志』卷九「行在所録 監當諸局 会子庫」。他に「造会紙局」にも関連の記載がある。
- (24) 高橋弘臣「南宋の皇帝祭祀と臨安」(『東洋史研究』六九卷四号、二〇一二)を参照。
- (25) 牢獄から罪人がいなくなることは善政の象徴であり、地方官が奏上し、朝廷がその地方官を表彰するという仕組みになっていた。獄空については、石川重雄「宋代的獄空政策」(『唐宋法律史論集』、上海・上海辞書出版社、二〇〇七)を参照。
- (26) 『咸淳臨安志』卷一八「疆域三 星土日辰 社稷」。
- (27) 『咸淳臨安志』卷二二「疆域六 橋道 御街」。近年、御街の発掘調査が行われ、張建庭主編『南宋御街』(杭州・浙江人民出版社、二〇〇六)がその報告及びこの記載との比較を行っている。また、林正秋「試探南宋杭州城市建设的成就与特点」(『杭州師範大學學報』二〇〇八年五期)はその都市の中の位置づけについて述べている。
- (28) 高橋弘臣「南宋臨安城外における人口の増大と都市領域の拡大」(『愛媛大学法文学部論集』一三号、二〇一〇)

- (○七) 同「南宋臨安の下層民と都市行政」(『愛媛大學法文学部論集』二二号、二〇〇六)、原瑞美「西湖開濬小史—南宋臨安研究によせて」(『アジア史研究』中央大学)三四号、二〇一〇)などを参照。
- (29) 「咸淳臨安志」卷三三「山川十一 湖上 蘇公堤」他にも「小新堤」「湖山堂」「放生池」といった項目が見える。
- (30) 「咸淳臨安志」卷三三「山川十二 湖中 六井」。杭州において生活用水の確保は歴代地方官の課題であつた。佐藤武敏「唐宋時代都市における飲料水の問題—杭州を中心に」(『中国水利史研究』七号、一九七五)を参照。
- (31) 南宋臨安の祠廟・寺觀については、牟振宇「南宋臨安城寺廟分布研究」(『杭州師範學院學報』二〇〇八年第一期)をあわせて参照した。
- (32) 「咸淳臨安志」卷七一「祠祀 善順廟」。他にも「孚應廟」「嘉沢廟」などがある。
- (33) 例えは、「咸淳臨安志」卷一四「行在所錄 禁衛兵」の「殿司寨 浙江水軍」には、宝祐三年(一二五四)に二八〇〇人で創設された水軍が、咸淳四年(一二六八)に一万人に増額されている記事が見える。
- (34) 「咸淳臨安志」卷五二「官寺」 清明平軒。
- (35) 「咸淳臨安志」卷五二「官寺」 見廉堂。
- (36) 「南宋末の宰相賈似道」では、政權に異議を唱える字

生を懷柔する政策を行つたとされるが、その一環でもあるだろう。その他、黃震「黃氏日抄」卷九七「墓誌銘」の「處士張君孺人林氏墓誌」には節婦を丁重に弔つて称賛を受ける潜説友が描かれている。

(37) 「咸淳臨安志」卷九七「紀遺九 紀文詩」の大傳平章賈魏公旧題於潛道中に見られる賈似道と潜説友の唱和など。その他、同書卷三七「山川十六 井城内外」では、龍井の題額を書したことが記載されている。

- (38) 馬光祖については、『宋史』卷四一六「列伝 馬光祖」などの伝記に見られる知建康府の称賛付きの評価や、『量定建康志』の各項目に見られる称賛を参照。趙与巒については、高橋弘臣「南宋後半期の臨安における都市政策—地方志の記述と記憶をめぐって」(『平成二三年度愛媛大学法文学部人文系担当学部長裁量経費研究成果報告書』二〇一)にて既に指摘されている。なお、馬光祖は吳冰『鶴林集』卷二三「与馬光祖互奏狀」において、地方統治の失敗を厳しく糾弾されている。また趙与巒も、高橋弘臣同論文において、称賛と実態の地方統治とがかけ離れていた可能性を指摘している。両者共に「政策の過酷な面を隠蔽しようとする」記載であったのかもしれない。
- (39) 馬光祖については、袁桷『清容居士集』卷三三「先君子蚤承師友晚固貞智益之訓伝於過庭述師友淵源錄」にみえるその評価と周囲の交友関係を参照。趙与

總については、『吳興備志』卷一三にある伝記に見られるような、楊簡（慈湖）に師事し「節齋先生」と言われた一面を持つていた。

(40) 象徴的な史料が袁桷「清容居士集」卷三三「先大夫考述」に見られる。税未納分の取り立てを言いたてて

きた潛説友（当時浙西提挙）に対し、袁桷（著者の父）は「馬公（光祖）との取り決め」を持ちだし最後まで拒絶するのである。

(41) 具体的には、『咸淳臨安志』中の前掲「端平倉」「小新堤」「六井」など。

(42) 前掲袁桷「先君子蚤承師友艱晚固貞習益之訓伝於過庭述師友淵源錄」には、「資治通鑑」の注で知られる胡三省が、賈似道に見出されて史館に留められ、「資治通鑑」の検討に没頭できた旨が書かれている。直接の言及はないが、賈似道（と潜説友）が史書に対し関心を持っていたこと、馬光祖や袁桷に連なる明州・婺州系士人に対し賈似道のほうもその文化的能力に目をつけ、傘下に置こうとしていたことがうかがえるのである。

(43) 『宋史』卷四七四「列伝 羣臣 賈似道」を参照。

なお、同様の文章が「宋季三朝政要」卷六「度宗」の咸淳四年の項目にも見られる。なお、山内正博前掲「南宋政権の推移」においては、この賈似道の記載減少を「（度宗が賈似道を）教して遠ざけた」ものとしているが、宮崎市定前掲「南宋末の宰相賈似道」が述

べているように、後世の歴史書編纂の際に意図的な記事の選択が行われた可能性もある。

(44) 近藤一成前掲「南宋」「佞臣」死して名著を残す」を参照。

(45) 小二田章前掲「方志と地域」、同前掲「北宋初期の

地方統治と治績記述の形成」、同前掲「[名臣]から「[名地方官]へ」などを参照。なお、ここで扱う『咸淳臨安志』の官績項目は、卷四六から四九「秩官」の宋代部分を主に用いる。

(46) 小二田章前掲「[名臣]から「[名地方官]へ」を参考照。

(47) 例として、周淙の記載の一部はこのようである。

〔乾道五年〕四月十一日、淙が上奏して言うには、『渾水・清水・保安の三つの水門は修理が終わりました。もし可能なら、官一員を派遣して水門監視役とし、水門兵に時々開閉させるのを管轄させて隨時水流れるようにし、河道が堆積物で塞がらないようにしたく。本府の大小使臣の中から（派遣する官を）お選びください』と。これに従う。」

(48) 宋敏求纂修「長安志」、同「河南志」を参照。熊夢孫纂修「析津志」については、既に原本は失失しているため、北京図書出版社本組輯「析津志輯佚」（北京古籍出版社、一九八三）を使用した。なお、今回の比較は官績項目の形式などに限つたものであり、本格的な首都・陪都ら都城の方志の特徴検討、さらに方志

の南北差といった問題については、別稿を待ちたい。

(49) 官績に関する項目はないが、卷二四「官守志」には

歴代知州の名が列挙されている。なお、明代の陪都と

しての地方志である程嗣功纂修『萬曆應天府志』で

は、卷二四・二五「宦蹟伝」にて充実した官績の記載
が行われている。

(50) 「名宦」という項目があるが、内容は「同地域で活躍した官僚・軍人」であつて、地方統治の業績を顕彰するものではない。同書は大半が佚失しているため、

本来官績の項目があつたかも知れないが、不明である。なお、時代が下った清代の繆荃孫纂修『光緒順天府志』では、卷八から卷十「名宦」の項目の大半がこの『析津志』からの引用であり、やはり地方統治の業績に関しては少ないままである。

(51) これら二つの北宋期の方志は、都城としての機能のみを取り出した、いわゆる都城志であつて、今回扱う都城の方志の概念と完全に同じとは言い難い。ただ、都城について記載する態度を検討する際の比較には一定の有効性を持つ。

(52) 感編については、小二田章前掲「北宋初期の方志の治と治績記述の形成」を参照。

(53) 潛説友は杭州以外の浙江全域にもその政策を広げていた。『咸淳臨安志』卷三七「山川十六井」余杭県には、「潛公井」という自分の名入りの井戸を作らせていたことがみえる。なお、黄震『黃氏日抄』卷八七

「記」の「臨安府昌化縣重建平羅倉記」、「乾隆縉雲縣志」卷三「学校志 話院」の「獨峰書院」にも、知臨安府として、杭州以外にも「善政」を行う潜説友が描かれている。

(54) 悪評については、前の注一七を参照。『洪武蘇州府志』以降の蘇州の方志は、「名宦」の項目に周密

『癸辛雜識』に由来する、潜説友の降伏により蘇州は屠城を免れたとする記載を引用する形で潜説友を記載する。また、潜説友の出身地である縉雲県では、潜説友に対する肯定的な評価や記載が多いほか、南宋後期に限り、「潛」姓の士人たちが活躍していた様がうかがえる。『乾隆縉雲縣志』卷六「人物志 宦績」などを参考照。児州の地域士人層から身を立てた潜説友と、彼を謀殺したとされる福建出身の王積翁をとりまく宋末元初期の道学あるいは地域的派閥の関係というテーマは、宋元交替時の士人層の動向という問題とも関わり、非常に興味深いものである。稿を改めて考えてみたい。

(55) 婺州系土人のネットワークとその方志に対する取り組みについては、ピータ・ボル（高津孝訳）「地域史の勃興—南宋・元代の婺州における歴史・地理学と文化」（高津孝編『中國学のペースペクティブ』、勉誠出版、二〇一〇）を参照。前掲袁桷「先君子蚤承師友晚艱貞習益之訓伝於過庭述師友淵源錄」を見ると、婺州と明州の士人達に少なくない結びつきがあつたこ

とがうかがえる。黄寛重（見城光威訳）「南宋時代の政策と士風の変化」（『中国―社会と文化』二四号、二〇〇九）はこのような南宋後期における士人達のネットワークと地方志編纂事業の関係を「郷土意識の成熟」という見地から分析する。『咸淳臨安志』の編纂も、彼らを引き付ける文化事業として潜説友（賈似道）にとらえられていたのではないだろうか。

(56)

元においては袁桷をはじめとする明州系士人が史書

編纂に大きな影響を与えていた。稻葉一郎『中国史学史の研究』第五部第一章「袁桷と『延祐四明志』」（京都大学学術出版会、二〇〇六）を参照。

(57)

小二田章前掲「方志と地域」では、官績項目を中心としながら、歴代の杭州の地方志の形式などの比較を行っている。特に興味深いのは、清の乾隆帝の南巡に伴い、冒頭に「行在諸錄」を模倣した「宸章」を立てている『乾隆杭州府志』である。

(58)

吳自牧『夢粱錄』や周密『武林旧事』などの臨安回顧を行なう書物の多くが、『咸淳臨安志』に材料を求めている点からもうかがえる。